

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 5 月 29 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380071

研究課題名(和文) 国連平和維持活動の変容と国際人道法・国際刑事法の関係を巡る研究

研究課題名(英文) Changin Nature of UN PKO: Linkage between International Humanitarian Law and International Criminal Law

研究代表者

山田 哲也 (Yamada, Tetsuya)

南山大学・総合政策学部・教授

研究者番号：00367640

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：PKO(国連平和維持活動)を中心とした集団安全保障について、国際組織法・国際人道法・国際刑事法(含、国際刑事裁判所)の観点から検討を行った。これらは、研究実施期間中、日本の安全保障法制が大きく変動したことも相まって、極めて時宜に合った研究テーマであった。研究成果は未だ個別の論点を扱うものが中心とならざるを得なかったが、今後、研究代表者・研究分担者ともそれぞれの専門分野からの検討を深める契機となった。

研究成果の概要(英文)：This research topic has dealt with the collective security, especially UN PKOs, from the viewpoint of International Law of Organization, International Humanitarian Law and International Criminal Law including the role and activity of International Criminal Court (ICC). The member published various articles (in Japanese) both on theoretical and on practical perspectives.

研究分野：国際組織法

キーワード：国際組織法 国際人道法 国際刑事法 国連平和維持活動

1. 研究開始当初の背景

武力行使権限を認められた国連 PKO の出現を踏まえ、PKO を巡る法理論の変容を国際人道法・国際刑事法との関係も含めて検討する必要が生じた。またこのことは、国連および要員派遣国の間での国際責任の帰属と配分を巡る問題の検討に焦点をあてた研究の必要性和、それが日本の安全保障政策立案に及ぼす影響についても研究を行う必要性に迫られた。

(1) PKO の活動内容の変容

PKO は 1956 年の第一次国連緊急軍以降、国連憲章上の明文規定はないものの、「国際の平和および安全の維持」という国連の目的に適う活動として定着している。従来、PKO の法的性質は、紛争当事国(受入れ国)および要員派遣国の合意に基づく非強制性、紛争事態に関与しない中立性(普遍性)、さらに、自衛の場合を除くほか武力の行使を自制する性格(武力行使自制原則)の三点から説明されてきた。そのため、初期の PKO の活動内容は、停戦合意の履行監視や兵力引き離しの監視に留まってきた。すなわち、冷戦終結後のソマリアやボスニア=ヘルツェゴビナなどにおけるごく一部の例外(いわゆる「第三世代の PKO」)を除いて、PKO は戦闘行為に従事しない部隊であるとされてきた。いかえれば、PKO については、国連憲章第 7 章の下で実施される強制措置や安保理によって許可された加盟国軍隊による武力行使とは明確に区別して実施され、それを前提として国際法学においても研究対象とされてきた。

他方、近年、伝統的理解を越える事例が出現した。まず 2013 年 3 月 28 日付け安保理決議 2098 に基づきコンゴに派遣された PKO に対しては、武力行使権限が与えられた。同決議は、これを先例としないとしている(本文第 9 項)ものの、かつての「第三世代の PKO」を彷彿とさせ、PKO への武力紛争法の適用可能性が改めて問題となった。もう一つの事例が、スーダンで活動する PKO への攻撃は戦争犯罪であり、国際刑事裁判所 (ICC) の管轄権となる旨の ICC 検察官の発言である(2013 年 7 月 19 日)。これは、PKO への攻撃が、国連要員保護条約が想定する受入れ国国内法による処罰ではなく、武力紛争法違反となり得るとの理解を示したとみることが可能である。

加えて、PKO が武力紛争に近似した活動を実施し得るということは、PKO が国際人道法・武力紛争法に違反するような事態を起こした際の国際法上の責任という論点への検討の必要性も生じさせた。国連部隊による国際人道法の順守については、1999 年 8 月にコフィー・アナン事務総長による「告示」が公表されている。同告示も PKO と「戦闘員として軍事紛争状態に積極的な関与を行っている国連部隊」とを明確に区別しているという点で、PKO と武力紛争の伝統的な区

分に従ったものである。しかし、コンゴに派遣された PKO についてもかかる区別が維持され得るかどうかは明らかではない。また、同告示第 4 条では、国連部隊の軍事要員による国際人道法違反は「それぞれの国内裁判所で起訴の対象となる」旨規定しているが、国連自身にいかなる国際法上の責任が帰属するのかという点は明らかではなく、この点について 2001 年に国連国際法委員会で採択された「国際組織の国際責任」条約草案との関連で改めて検討する必要があった。

PKO を巡っては、伝統的 PKO が依拠してきた「非強制性、中立(不偏)性、武力自制原則」を前提とした、数多くの先行研究が存在する。また、冷戦後の、これらの伝統的諸原則から乖離した PKO を取り上げ、PKO の性格変化が論じられてはきた。本研究は、冷戦後の PKO を素材としつつ、それを国際組織法全体の問題として捉えようとするものであったが、それに留まらず、国際組織の国際責任や国際人道法・国際刑事法との接近・交錯について検討するものであり、安保理の権限行使の変容や、ひいては国際組織法全体の問題を問うという、研究代表者の従来の研究線上に位置づけられるものであった。

2. 研究の目的

本研究は、PKO 活動と武力紛争を明確に区別することでは説明できない新たな事例を対象として、PKO の変容の評価を試みる点で先駆的かつ独創的であり、また、国際刑事法を専門とする研究者との共同研究とすることで、国際組織法と国際刑事法の接近・交錯という新たな視点で PKO を研究することが目的である。本研究では、国連部隊による国際人道法の違反あるいは国連部隊に対する攻撃とそれに対する責任の問題、すなわち害敵手段の規制と加害者の責任追及を巡る法理の探求を目的とした。この点は、さらにいわゆる「人道的規範の普遍化」現象の中での PKO に対する法的統制のあり方の検討も含むものである。近年の PKO では被害者、特に女性・子供といった社会的弱者の保護を任務の一つにすることが多い。かかる任務を現地の不安定な情勢の下で実現するには、PKO 自身に強い権限を与えることが必要となってくる。この「弱者保護」任務と武力行使権限に代表される「強い権限」とを結びつけた上での、PKO の法的性質の再検討も本課題の目的の一つであった。

さらに本研究では、日本の今後の PKO に対する貢献を考える際にも一つの材料を提供することを目的としていた。研究計画作成段階において、日本は、「国家安全保障基本法(当時)」の制定に向けて集团的自衛権を中心に法制度のあり方についての議論が開始された頃であったが、それに加え、自衛隊が国連の集団案内保障体制に基づく諸活動に積極的に参加できるように、国際平和協力法の改正も検討されていた。憲法が自衛隊に

許容する武力行使の範囲に変化が生じれば、今後、日本が参加する日本の部隊の任務の範囲やそれに伴う国際法・国内法上の責任という点にも影響が及ぶことが予想された。本研究は、PKO 変容と国際人道法規則や国際刑事管轄権との関係の検討を通じ、将来の日本の法制のあり方を考える際の国際法上の論点の整理・検討をも目的とするものであった。

3. 研究の方法

本研究は、武力行使権限を認められた PKO の出現を踏まえ、PKO を巡る法理論の変容を国際人道法・国際刑事法との関係も含めて幅広く検討するものであった。具体的には、①いつ、いかなる状況下で PKO に対して武力紛争法／国際人道法が適用されるのか、また PKO の任務と「人道的規範の普遍化」が結びつくこととの関係、さらには国連要員等保護条約や国連事務総長告示との関係といった、PKO と武力紛争法／国際人道法の適用可能性の問題、②PKO に対する犯罪行為と個人の国際刑事法上の責任を ICC の管轄権行使との関係という関係で検討すべく、改めて国連要員等保護条約や事務総長告示の国際法的な妥当性との関係、③「国際組織の国際責任」条約草案の関連条文の妥当性の検討や過去の事例研究を通じた、PKO が国連 PKO が受入れ国内で起こした犯罪等における国際責任の帰属・配分の問題を研究するものであり、主として文献・資料・判例の収集とそれに基づく研究会合の開催を通じて研究を実施した。また、国連 PKO 関連機関での資料収集・聞き取り調査も実施した。

4. 研究成果

最終的には、国際組織法・国際人道法・国際刑事法の個別研究に留まらざるを得ず、これらを「架橋」した研究成果を挙げるところまでは、研究を深めることができなかつたことが悔やまれる。他方、当初の研究計画に記したとおり、日本の安全保障法制も大きな転換点を迎え、PKO についても南スーダン情勢の変化に伴う自衛隊の撤収など、本研究が視野に入れていた現実の動向は、本研究テーマの時代的な適切性を示すものであり、研究代表者・研究分担者の研究計画の妥当性は示されたと考えている。

また、下記の通り、本研究の成果として雑誌論文が5本公刊された。また、研究代表者および研究分担者は、助成終了後も、本テーマのさらなる研究に従事している。とりわけ研究代表者は、本研究を通じて、国際組織法一般についての考察を深め、これを一般的な課題に設定し直した上でさらなる研究に着手する契機ともなった。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

1. 坂本一也「戦後日本における米軍の性政策と米兵に対する刑事裁判権について：キャンプ岐阜を素材に」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第65巻2号(2017年)11-36頁(査読無し)。

2. 山田哲也「国連による平和構築と移行期正義：軌跡と展望」『国際問題』第654号(2016年)29-36頁(査読無し)

3. 坂本一也「国連平和維持活動に関わる裁判権免除：Stiching Mothers of Srebrenica and others v. Netherlands 欧州人権裁判所決定を素材に」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第64巻2号(2016年)21-40頁(査読無し)。

4. 坂本一也「国連平和維持部隊による違法行為の貴族と派遣国の責任：Nuhanovi 事件／Musutafa 事件オランダ最高裁判決を素材に」『岐阜大学教育学部研究報告(人文科学)』第63巻2号(2015年)63-93頁(査読無し)。

5. 山田哲也「国連平和活動要員を巡る法的問題」『社会と倫理』第30号(2015年)61-70頁(査読無し)

[学会発表] (計0件)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山田 哲也 (Yamada, Tetsuya)

(南山大学・総合政策学部・教授)

研究者番号：00367640

(2) 研究分担者

①坂本 一也 (Sakamoto Kazuya)

(岐阜大学・教育学部・准教授)

研究者番号：00320325

②上野 友也 (Kamino, Tomoya)

(岐阜大学・教育学部・准教授)

研究者番号：10587421

(3) 連携研究者 なし

(4) 研究協力者 なし